

示 方 書

この工事は、下記の標準示方書、要領等及び追加示方書並びに付属図面により施行しなければならない。

記

- ・あいの風とやま鉄道営業線近接工事保安関係標準示方書（平成 27 年 3 月 13 日 施規第 8 号制定）
- ・あいの風とやま鉄道工務関係触車事故防止要領 （平成 27 年 3 月 13 日 施規第 7 号制定）
- ・保守工事関係運転取扱準則 （平成 27 年 3 月 13 日 施規第 3 号制定）
- ・安全作業内規 （平成 27 年 7 月 1 日 制定）
- ・列車見張管理図 （平成 27 年 7 月 1 日 制定）
- ・携帯式無線機取扱いについて・工務編 （平成 29 年 3 月 9 日 施規第 175 号制定）
- ・国土交通省土木工事標準積算基準 令和 6 年度
- ・国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） 令和 6 年度
- ・国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 令和 6 年度
- ・建設機械等損料表 令和 6 年度
- ・設計業務等標準積算基準書 令和 6 年度版
- ・公共建築工事積算基準 令和 6 年版
- ・公共建築工事積算基準の解説 令和 5 年度版
- ・工事歩掛要覧（令和 5 年度）
- ・建設工事標準歩掛 改訂 60 版
- ・建築工事内訳書標準書式・同解説（令和 5 度版）
- ・鋼構造物塗装設計施工指針 2013 年 12 月
- ・橋梁架設工事の積算（令和 6 年度版）
- ・橋梁補修の解説と積算（改訂 2 版）
- ・鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き等を参考とする。

（2024 年 8 月 29 日までの一部改正含む）

追 加 示 方 書

第 1 条 本示方書、内容説明書事項以外に疑義が生じた場合は、速やかに監督員等と打合せを行うこと。

第 2 条 本工事は別途施工発注済み下記業務との工程調整について、相互連携を密に図り、円滑な工事の進捗に努めるものとする。

（1）工事番号：施 24 第 200 号

工 事 名：あいの風とやま鉄道線管内土木構造物検査等業務委託（2024 年度）

内 容：足場仮設後に、橋りょう特別全般検査を実施予定。検査後に修繕が必要な変状が確認された場合は、本工事にて別途修繕を指示するものとする。

第 3 条 本工事においては、別途発注工事にて停電を支給するものとする。

第 4 条 本工事の施工にあたっては、河川管理者及び関係箇所と十分打合せのうえ所定の手続きを行い、事故防止に万全を期すこと。

第 5 条 本作業で使用する材料については、盜難防止に努め、風などの自然環境で材料が飛散しないようブルーシート等で飛ばない措置を講ずること。

第 6 条 請負者は工事施行現場に保安要員等を配置し、直接事故防止にあたらせること。また列車見張員は列車見張管理図を基に適正人数を配置すること。なお本工事に従事する列車見張員等については、現業機関の長が認めた認定書を有する者とし、予め承認番号を添えて届け出るものとする。また第三者と近接して作業を行なう場合は、交通整理員を配置し施行すること。但し監督員は、気象、作業環境等により配置人員の些少の増減を指示することがある。

- 第7条 本工事の施行にあたっては、施工方法・順序等を十分に検討し、監督員等と密接な連絡・打合せを行うこと。
- 第8条 本工事の施行にあたっては、列車運転に支障を与えないように十分注意すること。
- 第9条 本工事で使用する材料等の運搬方法については、監督員等と十分な打合せにより行うこと。
- 第10条 本工事の材料及び器具等の現場仮置きについては、建築限界を支障しないよう十分注意すること。また飛散等のないように養生等を行い十分注意すること。
- 第11条 本工事の施行にあたっては、電力・信号保安設備等及び埋設物等支障物が介在する場合は損傷を与えないように十分注意すること。
- 第12条 本工事においてトラッククレーン（ユニック付）を使用する場合は、ブーム格納検知装置付き及びブーム未格納時自動停止装置を装備したものを使用すること。また高所作業車等を使用するにあたっては作業台に挟まれ防止対策を実施すること。
- 第13条 本工事において高所作業時は安全帯の使用による作業を行うこと。
- 第14条 本工事においてブレーキ装置とトロセーフのない軽便トロを使用してはならない。
- 第15条 本工事の施行において、作業員に待避場所を周知させること。
- 第16条 本工事において使用する材料については、事前に品質を証明できる資料を監督員に提出すること。
- 第17条 本工事において工事用搬入出路を明確にし、第三者被害の無いよう施行すること。
- 第18条 本工事の施行時は現場での照度を十分に確保した上で作業すること。
- 第19条 本工事に関連する工事（土木・軌道・建築・機械・電力・信号等）との調整を図り、関係箇所と十分打合せの上施工すること。
- 第20条 本工事に伴い道路規制等を行う際は、第三者及び第三者車両等と接触等の無いよう施行すること
- 第21条 器具類については、大小を問わず蛍光塗料等による塗色、または反射材の貼り付け（スコッチテープ可）を施すものとする。可搬式特殊信号発光機、線路閉鎖工事表示板、トロリー、可搬式発電機、照明器具類および軌道用諸車（ネコ車等）については「ピカソーラ」や「ルミナスアイ」等、遠方から視認しやすい発光物を設置し、器具類の置き方に関わらず、全方向から視認できるよう対策を講じること。なお、蛍光塗料による塗色幅（反射材を含む）については、概ね200mm以上とすること。
- 第22条 本橋の塗膜には鉛が含まれているため、塗膜のケレンかすについては、適正に処分するとともに、作業者や工事現場の近隣環境に配慮すること。
- 第23条 本工事で発生する産業廃棄物については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を都道府県知事または市長から受けている産業廃棄物処理施設に運搬し、埋立または焼却処分するものとする。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員等に報告するものとする。
- 第24条 廃棄物処理が終了したときには、監督員等に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し及び写真等を提出するものとする。
- 第25条 本工事で発生する廃棄物処理の終了時には廃棄物処理を証明する写真、建設廃棄物処理報告書（領収書含む）及び紙マニフェスト（D、E票写し）もしくは電子マニフェストの受渡確認票写し（多量の産業廃棄物処理を行う場合はマニフェスト情報を収録した電子媒体で提出も可とする）を監督員に提出すること。
- 第26条 受注者が廃棄物処理委託契約している相手が都道府県知事より事業の許可の停止または許可の取消など資格喪失となった場合は、直ちに委託契約を解除すること。
- 第27条 受注者が廃棄物処理委託契約している相手が都道府県知事より事業の許可の停止または許可の取消など資格喪失となった場合は、速やかに発注者に通知すること。
- 第28条 本工事で使用する材料および仮設材等は業者持ち材料とする。
- 第29条 その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

以上

内 容 説 明 書

1. 本工事内容については、以下のとおりを考えている。

勘定科目 工種等	工事種類	数量・単位	工 事 の 内 容
561100 (普通)施設外注費	足場仮設設置工	1 連	・仮設作業足場設置
	仮設足場撤去工	1 連	・仮設作業足場撤去
	橋りょう塗装工	1627.5 m ²	・庄川橋りょう 11 連塗装(下弦材)
	産業廃棄物処理(塗膜)	1 回	・発生ケレンカス(200kg/回)
	保安費	1 式	橋りょう足場仮設・塗装に伴う保安要員 ・列車見張員、交通整理員

1) 足場仮設設置工

- ・下弦材部分に吊り足場による足場仮設を計画している。作業は昼間列車中断作業を計画している。
- ・足場仮設に際し、修繕工事等を考慮した積載荷重とすることを計画している。

2) 仮設足場撤去工

- ・下弦材部分に吊り足場による足場撤去を計画している。作業は昼間列車中断作業を計画している。

3) 橋りょう塗装工

- ・塗装は、T-7仕様（替ケレン2）を計画している。素地調整としてケレン及び鏽落としを行い、塗装仕上げを計画している。作業は昼間列車中断作業を計画している。
- ・塗装塗料は、以下の塗料での施工を計画している。
 - 1層目：厚膜型変性エポキシ樹脂系塗料（グレー）
 - 2層目：厚膜型変性エポキシ樹脂系塗料（ブラウン）
 - 3層目：厚膜型変性エポキシ樹脂系塗料（グレー）
 - 4層目：厚膜型ポリウレタン樹脂系塗料（淡彩）

4) 産業廃棄物処理(塗膜)

- ・ケレン作業中に発生した、塗膜運搬、処理を計画している。作業は昼間作業を計画している。

5) 保安費

- ・保安要員の配置等は、次の通り計画している。なお、追加工事等による変更が必要となった場合は別途協議を計画している。
- ・作業は昼間営業作業を計画している。

保安要員	配置期間	配置場所・人員
列車見張員	本工事必要期間中 営業作業時	先方：1名、現場：1名
交通整理員	本工事必要期間中	必要な都度 1名又は 2名

以上